

後期高齢者医療制度にご加入中の皆さんへ ～後期高齢者医療の健康診査のご案内～

和歌山県後期高齢者医療広域連合では、生活習慣病の早期発見のために「医科健康診査」を実施します。また、「歯科健康診査」も実施します。ぜひこの機会に健康診査を受診しましょう。

医科健康診査

◇対象者 後期高齢者医療制度にご加入中の方

◇皆さんに実施する健診項目

問診、計測(身長、体重、BMI、血圧)、診察(身体診察)、脂質(中性脂肪、HDL、LDL)、肝機能(GOT、GPT、γ-GTP)、尿・腎機能(尿糖、尿蛋白)、代謝系(ヘモグロビンA1c)

◇医師が必要と判断した方への追加項目

貧血検査(血色素量、赤血球数、ヘマトクリット値)、心機能(心電図検査)、眼底検査

◇自己負担 平成29年度から無料

◇注意事項

- ・すでに同様の検査を受診している場合や、病院・介護施設に入院・入所している方など、定期的に健康管理が行われている場合は、受診しなくてもかまいません。
- ・生活習慣病の治療などで、定期的に医療機関を受診している方は、受診が必要かを主治医に相談してください。

◇実施期間 6月1日(木)～平成30年2月28日(水)

◇持参物 保険証、受診券、受診票(問診票)

◇実施場所 受診券に同封の一覧表に記載された医療機関

◇問い合わせ 和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688

歯科健康診査

◇対象者

- ①平成28年度中に、75歳・80歳・85歳になられた方
- ②平成28年度中に、90歳以上になられた方

◇自己負担 無料

◇健診項目

問診、口腔診断(歯の状態・歯周組織の状況・口腔衛生状況・噛み合わせ・口腔乾燥・粘膜の異常)、口腔機能検査(嚙む能力・舌機能・嚥下(飲み込み)機能)

対象の方には、5月下旬に受診券を直接送付します。受診券発行の申し込みは不要です。



「第十回特別弔慰金」を請求されていない方はお急ぎください 請求期限：平成30年4月2日(月)

◇対象者

平成27年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人が対象となります。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の ①父母、 ②孫、 ③祖父母、 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡時に、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで、引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

◇支給内容 額面25万円(5年償還の記名国債)

◇請求窓口・問い合わせ 国保年金課 年金係 ☎0738-23-5530

前回弔慰金を受給した方に、あらかじめ請求案内や請求書用紙が送付されることはありません。請求書用紙等は、国保年金課に備え付けています。

